

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市林地開発許可審査基準及び一般的事項の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項

3 改正の趣旨

静岡市は、森林法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可に係る審査基準（同項の規定による許可をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいいます。）又は同項の規定による許可に関する行政指導に係る行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいいます。）として、静岡市林地開発許可審査基準及び一般的事項（平成18年4月1日制定。以下「本件基準」といいます。）を定めています。

近年の大雨の増加など降雨形態の変化等に対応するため、林野庁によって、許可基準とその運用の見直しが行われ、地方自治法に基づく技術的な助言である「開発行為の許可基準等の運用について」（令和4年11月15日付け4林整治第1188号。以下「本件通知」といいます。）が発出されたことに伴い、本件基準の一部を改正します。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

（1）本件通知の反映等

本件通知にて示された内容を本件基準に反映される改正を行うとともに、近年の降雨形態の変化等に対応すること等を目的とした定めを設けることとします。

（2）申請書の添付書類に係る定めを追加

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第4条に規定する申請書に添付する書類について必要な事項を定めるものとします。

（3）題名の改正

本件基準の題名を「静岡市林地開発許可審査基準及び留意事項」に改めることとしま

す。

(4) その他の改正

用語の整理その他の改正を行うこととします。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和6年4月